

## 公募公告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、売店の設置及び営業業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

令和7年12月25日

法務省所管国有財産部局長  
福島地方法務局長 小松 淳也

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

売店の設置及び営業業務（パン等の販売）

#### (2) 設置場所

福島合同庁舎 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎1階

#### (3) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (4) 募集者数

1社（者）

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- 良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- 国税及び地方税を完納していること。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (5) 公募説明書の条件を満たすこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 公募条項を示す場所、問合せ先及び期間

- (1) 公募条項を示す場所及び問合せ先

〒960-8021

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎

福島地方法務局会計課施設係 (担当 三原)

電話番号 024-534-1947

F A X 024-534-1917

- (2) 募集要領等の交付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年2月10日（火）までの

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）。

#### 4 募集要領等の提出

令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 5 時までに上記 3 (1) の場所に持参又は必着にて書留郵便等の追跡可能な方法により送付すること。